

**「道の駅あがの」公園遊具等整備業務
に係る簡易公募型プロポーザル方式説明書兼公告**

令和3年11月26日
阿賀野市産業建設部建設課

1 趣旨

阿賀野市では、数多くの地域資源を有効活用し、本市の魅力を様々な人に伝え、地域活性化や防災に繋がる拠点（地方創生の拠点・防災拠点）として活用することを目的に建設中の「道の駅あがの」が令和4年夏にオープンする予定である。

本業務は、「道の駅あがの」と一体的に造成している公園において公園遊具等を整備するものであり、限られた事業費を最大限に有効活用し、利用者に喜ばれるものを設置するため、公募型プロポーザル方式により提案を要請し、創造力・技術力・問題解決に優れた業者を選定しようとするものである。

2 業務等の概要

(1) 業務名

「道の駅あがの」公園遊具等整備業務

(2) 業務内容

業務内容の詳細は、「『道の駅あがの』公園遊具等整備業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

(3) 道の駅の計画概要

「道の駅あがの」の位置付け、業務内容、整備の基本的な考え方、必要な機能・施設等については、「阿賀野市道の駅整備計画」による。なお、プレイルームを有事の際の避難場所として活用することは想定しない。

(4) 工期

契約締結の日から令和4年3月31日(木)までとする。

ただし、繰越の承認が得られた場合に工期を令和4年7月15日まで変更することとしている。

(5) 施工場所

「道の駅あがの」建設予定地内（新潟県阿賀野市窪川原553番2ほか）

(6) その他

本業務の提案対象である遊具及び修景施設等は、（一社）日本公園施設業協会が認定するSP及びSPLマーク適合製品とする。

3 予算概要等

見積提案の上限額は、40,000,000円である。（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール（予定）

スケジュールは次のとおりとする。

項 目	日 程(予定)
募集開始(公告) 説明書の交付	令和3年 11 月 26 日(金)
質問書の提出期限(参加表明)	令和3年 12 月 2 日(木)
質問書の回答期限(参加表明)	令和3年 12 月 7 日(火)
参加表明書の受付期限	令和3年 12 月 10 日(金)
資格審査結果通知期限	令和3年 12 月 15 日(水)
質問書の提出期限(企画提案書)	令和3年 12 月 20 日(月)
質問書の回答期限(企画提案書)	令和3年 12 月 23 日(木)
企画提案書受付期限	令和3年 12 月 27 日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング	1 月上旬
審査結果通知	1 月中旬

5 審査委員会

(1) 「8 提案書・プレゼンテーション」の審査は、阿賀野市「道の駅あがの」公園遊具等整備業務受託候補者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は、非公開とする。

(2) 審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにおいて実施されるヒアリングを加味し、総合的に評価して行うものとする。

6 参加資格

ア （一社）日本公園施設業協会に加盟しており、同協会が認定するSP及びSPLマーク表示認定企業であること。

イ 令和3・4年度阿賀野市入札参加資格を有するもので、「造園工事」の業種に登録されていること又は、参加表明期限までに同入札参加資格手続きが執れるものであること。

ウ 建設業法第3条の規定による「造園工事」の許可を有し、県内に本店又は支店、営業所を置

くものであること。

エ 平成23年度以降、本業務と同種又は類似業務（国または地方公共団体発注したものに限る。）を元請として施工した実績があること。

オ 公園遊具等の設計・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有し、本業務で整備した施設の点検、補修、部材交換等のメンテナンスに低価格で敏速に対応できる事業者であること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

キ 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。（契約時に暴力団等の排除に関する誓約書の提出が必要になります。提出がない場合は、契約を締結しない場合があります。）

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者でないこと。

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続きの適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者でないこと。

コ 阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領等に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。

サ 参加申込者と直接的かつ恒常的（3カ月以上）な雇用関係にある、建設業法第26条に規定する主任技術者を配置できる事業者であること。

シ （一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者を配置できる事業者であること。

7 参加申込者の資格審査

「道の駅あがの」公園遊具等整備業務簡易公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加を希望する者は、次により参加表明書等を次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として1部提出すること。参加表明を行った者に対しては、資格審査の終了後、審査結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する提出期間内に審査書類等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することは出来ない。

（1）次に記載する書類を提出期限までに提出すること。

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 工事履行実績調書（様式第3号）
- ④ 配置予定技術者の資格調書（様式第4号）

- ⑤ 建設業許可（登録）証明書又は許可通知書（写し）
- ⑥ （一社）日本公園施設業協会発行のSP及びSPLマーク表示認定企業認定証の写し
- ⑦ 公募型プロポーザル参加資格等審査結果通知書の返送用封筒（長形3号封筒に切手（404円分）を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること。）

(2) 資格審査に関する質問及び回答

- ① 資格審査に関する質問がある場合には、令和3年12月2日（木）午後4時までに業務概要質問書（様式第8号）により、建設課まで持参又はFAXのみ受け付けるものとする。ただし、FAXで送信する場合は、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、建設課で受信したことを確認すること。
- ② 資格審査に関する質問に対する回答は、令和3年12月7日（火）までに、阿賀野市ホームページに掲載するとともに、建設課においても閲覧を行う。

(3) 提出先及び提出期間

- 1) 提出先 阿賀野市役所 産業建設部 建設課 道の駅整備係
住所 〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号
TEL 0250-62-2510
FAX 0250-61-2037
電子メール michinoeki@city.agano.niigata.jp
- 2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。
- 3) 提出期間 令和3年12月10日（金）午後4時必着

(4) 資格審査の結果の通知方法及び通知期限

令和3年12月15日（水）までに公募型プロポーザルに係る参加資格審査結果を送付する。
また、通知は郵送により行うものとする。なお、参加資格がないとなった者にはその理由を記載する。

なお、図面のCADデータについては参加資格審査結果を送付後、その対象者から希望があれば電子メールにて送付するので、建設課へ連絡すること。

8 提案書・プレゼンテーション

- (1) 7(4)の通知により、審査対象者として選定された者は、企画提案書として次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として1部、副本として9部提出すること。

（※提出書類の電子データ（DVD又はCDで、PDF形式）を1部提出すること。）

なお、提案書の提出は、1社につき1案とする。

- ① 企画提案書（様式第10号）
- ② 実施方針・工事フロー・工程計画（様式第11号）
- ③ 提案目的物の概要図（完成予想イラスト）A3版
- ④ 遊具等の配置計画図

- ⑤ 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）
- ⑥ 遊具設置後20年間の維持管理経費を説明する資料
- ⑦ 工事費内訳書（見積書）（様式第12号）
- ⑧ その他必要に応じた補足説明資料

※②～⑧の書類は、業者名が判別できる表現、用紙、ロゴ等の記載をしないこと。これに反する場合は、審査対象として扱わない場合がある。

(2) 提案書・プレゼンテーションに関する質問及び回答

- ① 提案書・プレゼンテーションに関する質問がある場合には、令和3年12月20日（月）午後4時までに工事概要質問書（様式第8号）により、建設課まで持参又はFAXのみ受け付けるものとする。ただし、FAXで送信する場合は、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、建設課で受信したことを確認すること。
- ② 提案書・プレゼンテーションに関する質問に対する回答は、令和3年12月23日（木）までに、阿賀野市ホームページに掲載する。

(3) 提出先及び提出期間

建設課まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

令和3年12月27日（月）午後4時必着

(4) 評価基準

別紙「企画提案書評価基準」により審査を行う。

(5) プレゼンテーションについて

令和4年1月上旬にプレゼンテーションを行う。7（4）の通知に合わせ、プレゼンテーションの日程を提案者に通知する。

プレゼンテーション当日における開始時刻については、（3）の提出期限後すみやかに通知する。プレゼンテーションは20分以内とし、その後20分程度でヒアリングを行う。プレゼンテーションは、提出した企画提案書に記述されている提案のみで行うものとする。なお、プレゼンテーションの実施方法については下記のとおりとするが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、プレゼンテーション審査が開催し難い場合は、別の方法で開催する場合もあり得る。詳細については対象者に別途案内を行う。

① プレゼンテーションの出席者

プレゼンテーションに出席できる提案者は、配置予定の主任技術者を含め3名以内とする。

② 会場に用意されているもの

大型モニターまたはスクリーン、プロジェクター

③ 提案方法

説明には提出された企画提案書に記述されている提案のみを使用し、追加資料の配布、模型の持ち込み、動画などの映像による説明は不可とする。パワーポイント等プレゼンソ

フト、パネルを用いた説明は可とする。その際、市で用意されている大型モニター等を利用することが出来る。また、プレゼンテーションでは、審査委員に提案者名を公開しない。説明資料への提案者名の記載や口頭での発言は出来ない。実施方法及びプロポーザル関係書類の内容に反する場合は、減点又は失格になる場合がある。

(6) 最優秀提案者等の特定方法

- ① 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最優秀提案者、次点のものを優秀提案者としてそれぞれ特定する。
- ② 参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その場合は総合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。
- ③ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

(7) 審査結果の通知方法及び通知予定時期

令和4年1月中旬までに通知する。また、通知は郵送により行うものとし、プレゼンテーション審査の結果は、本プロポーザル終了後、阿賀野市ホームページに掲載する。

9 説明会および現地視察

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 現地視察を行いたい場合は事前に建設課へ連絡すること。

10 業務の契約手続き

- (1) 審査委員会において特定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、提出された見積書を精査し、見積提案の上限額の範囲内において契約締結する。
- (2) 最優秀提案者と契約締結できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行うものとする。
- (3) 要求水準書及び優先交渉権者の提案書等の内容を基本に協議の上、契約を締結する。提案書の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲内において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。

11 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「6参加資格」を満たしていない場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出され

なかった場合

(7) その他本説明書に違反すると認められる場合

12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの手続において、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類等は返却しない。
- (4) 市は審査・選定を行うのに必要な範囲内において、提出書類を複写して使用することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類等の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求めることがある。
- (6) 本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、本市の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。
- (7) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、建設課あてにその旨を記載した書面（様式は任意）を提出すること。
- (8) 提案書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。
- (9) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている資材、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。
- (10) 本プロポーザルに参加しようとする者は、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、審査委員に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、阿賀野市情報公開条例（平成16年4月1日条例第9号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (12) 整備にあたっては、別発注の「建第46号道の駅あがの建築外構工事」等の工事請負業者と相互に連携を図ること。
- (13) 本説明書に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

企画提案書評価基準

(1) 審査委員の評価点

各審査委員は、提案者ごとに下記の評価方法に基づいて評価点を算出し、その合計点を審査委員の総合評価とする。

評価の視点 (評価項目)	評価の着眼点	配点	評価	評価点
テーマ・コンセプト	遊具やエリア全体の整備内容が、道の駅の建築施設や景観、地域特性に調和・連携したデザイン・空間づくりとなっているか。	20		
	道の駅の集客に貢献し、道の駅が賑わうための公園・遊具等の活用方法が提案されているか。	20		
	幅広い個性や好みなどを持つ子ども達と一緒に楽しく遊べることに配慮したコンセプトになっているか。	20		
	提案内容に独自性、独創性があり、近隣公園等との差別化を図る工夫があるか。	20		
遊具の構成要素	多様な遊び等の形態(のぼる、すべる、くぐる等)が提供されており、子ども達の想像力・冒険心を育むなど良質な遊具であるか。	10		
	保護者などの利用者が安心して、遊んでいる子どもを見守りながら長時間施設を利用しやすい遊具の提案がされているか。	10		
安全対策	利用時に想定される危険及び予期せぬ遊び方による危険への安全対策の提案がされており、遊具ごとに必要な安全対策に対する提案がされているか。	20		
	利用者の動線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮した提案がされているか。	20		
	予期しない事例(からまり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど)が発生した場合の安全対策に対する提案がされているか。	20		
維持管理	劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなるような耐久性のある材料を使用しているなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。	20		
	日常的な点検及び小規模な修繕を容易に実施できる材質・構造となっているか。	20		
	設置後20年間に必要な維持管理費用が優れているか。	20		
ユニバーサルデザイン	提案目的物の構造が部分的にユニバーサルデザインを適切に採用している提案となっているか。	20		
施工計画	工期内に完了することが分かる詳細な施工計画であるか。	10		
積極性	積極的な追加提案が行われているか。	20		
	提案額に意欲・意気込みが感じられるか。	20		
	プレゼンテーションにおける説明力、質問に対する理解・回答の適合性、事業に対する取り組み意欲が感じられるか。	10		
総合評価点 (評価点合計)		300		

※提案額については最低見積額（提案額）をA（20点）とし、順次見積額が低い順にB、C、D、Eとする。

(2) 評価配点（係数）

評価	A	B	C	D	E
内容	極めて優れている	優れている	普通	やや低い	低い
係数	×1.0	×0.8	×0.6	×0.4	×0.2

様式一覧

1	公募型プロポーザル参加表明書	資格審査書類提出時
2	誓約書	資格審査書類提出時
3	工事履行実績調書	資格審査書類提出時
4	配置予定技術者の資格調書【主任技術者ほか】	資格審査書類提出時
8	業務概要質問書	
9	(資格審査の審査結果通知様式)	
10	企画提案書	企画提案書類提出時
11	実施方針・業務フロー・工程計画	企画提案書類提出時
12	工事費内訳書(見積書)	企画提案書類提出時
13	(最終審査結果の通知様式)	
参考	企画提案審査資料表紙	

公募型プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

阿賀野市長 田中 清善 様

申請者

住 所

商号又は名称

代表者名

⑩

(電話番号)

(FAX)

令和3年 月 日付で公告のあった、「道の駅あがの」公園遊具等整備業務に係る簡易公募型プロポーザルに参加したいので、次のとおり関係書類を添えて提出します。
なお、この表明書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

添付書類等

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 工事履行実績調書（様式第3号）及びその添付書類
- 3 配置予定技術者の資格調書（様式第4号）及びその添付書類
- 4 建設業許可（登録）証明書又は許可通知書（写し）
- 5 （一社）日本公園施設業協会発行のSPおよびSPLマーク表示認定企業認定証の写し
- 6 返送用封筒（長形3号封筒に切手（404円分）を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること。）

誓 約 書

公告及びプロポーザル説明書等の内容に同意し、次について誓約します。

- 1 参加資格要件を満たしていること
- 2 最優秀提案者選定までに、営業停止等を受けた場合は、直ちに報告すること

令和 年 月 日

阿賀野市長 田中 清善 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

工事履行実績調書

商号又は名称：

工事名称等	発注機関名	
	工事名	
	履行場所	
	最終請負金額	千円
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	単体 ・ 共同企業体 (出資比率 %)
<p>工事概要</p> <p>平成23年度以降、元請として施工した実績。 (国若しくは地方公共団体が発注したものに限り。)</p>		

- (注)
- 1 完了検査を終了している工事について1件記載すること。
 - 2 公告に記載した工事の履行実績について、明確に記載すること。
 - 3 当該工事請負契約書の写し及びその添付書類のうち、発注者、受注者、契約金額、契約年月日及び履行期間が記載してある部分並びに公告で定めた資格要件に合致していることが分かる部分の写し等工事内容が確認できるものを添付すること。なお、共同企業体による工事の実績証明書等により出資比率が確認できない場合は、協定書の写しを添付すること。
 - 4 受注形態は、該当するものを○で囲むこと。

配置予定技術者の資格調書

商号又は名称：

【①主任技術者】

配置予定技術者		
所属部署・役職		
資格の状況	資格の名称	
	取得年月日	
	資格者証番号	

【②その他技術者】

配置予定技術者		
所属部署・役職		
資格の状況	資格の名称	公園施設製品安全管理士
	取得年月日	
	資格者証番号	

- (注)
- ①、②は同一人物でも構わない。
 - この工事に必要な技術者の資格を確認できる書類の写しを添付すること。
 - ①については配置予定技術者と参加表明者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

業務概要質問書

令和 年 月 日

阿賀野市長 田中 清善 様

申請者
住 所
商号又は名称
代表者名 ⑩
(電話番号)
(FAX)

業務名	「道の駅あがの」公園遊具等整備業務
質 問 事 項	

※ 質問事項が多い場合は、別紙に記入すること。

様式第9号

阿賀野市から参加表明者へ送付する様式です。

(参加資格審査結果通知関係)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

阿賀野市長 田中 清善 様

申 請 者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(電話番号)

(FAX)

⑩

令和3年 月 日付けで公告のあった、「道の駅あがの」公園遊具等整備業務に係る簡易公募型プロポーザルについて、企画提案書を提出します。

添付書類等

- 1 実施方針・工事フロー・工程計画（様式第11号）
- 2 提案目的物の概要図（完成予想イラスト）A3版
- 3 遊具等の配置計画図
- 4 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）
- 5 遊具設置後20年間の維持管理経費を説明する資料
- 6 工事費内訳書（見積書）（様式第12号）
- 7 その他必要に応じた補足説明資料

工 事 費 内 訳 書 (見積書)

令和 年 月 日

阿賀野市長 田中 清善 様

申 請 者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(電話番号)

(F A X)

⑩

令和3年 月 日付で公告のあった、「道の駅あがの」公園遊具等整備業務に係る簡易公募型プロポーザルについて、工事費内訳書（見積書）を提出します。

添付書類等

- 1 本工事費内訳書
- 2 単価表
- 3 内訳書

※様式は適宜内容に応じて修正し、作成すること。

様式第13号

阿賀野市から企画提案者に送付する様式です。

(最終審査結果通知関係)

「道の駅あがの」公園遊具等整備業務

簡易公募型プロポーザル

企画提案書

「道の駅あがの」公園遊具等整備業務要求水準書

1. 要求水準書の意義

この要求水準書は、阿賀野市が令和3年度に整備する「道の駅あがの」公園遊具等整備業務における簡易公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、この要求水準に明記されている事項を満たした上で、本業務に関する企画提案を行うことができる。

また、本業務の委託契約者は、業務期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2. 業務内容等

- ① 実施設計
- ② 遊具等設置工事（基礎工事及び土工工事を含む。）
- ③ 安全施設設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等）
- ④ 遊具設置に伴う整地工事（安全領域および雨水排水勾配確保のための起伏調整・整地等）
- ⑤ 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備工事（必要に応じて。）
- ⑥ 使用上の注意看板等設置工事

3. 要求要件

【目的物に関する事項】

① 提案上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※設計、製品製作、製品運搬、仮設工事、設置工事等（基礎工事含む）の全てを含みます。

② 施工場所

「道の駅あがの」建設予定地内：阿賀野市窪川原553番2ほか（資料1、資料2）

③ 範囲区分と提案内容（資料3、資料4）

区分	範囲A	範囲B	範囲C
面積	1,000m ²	180m ²	80m ²
提案施設	屋外遊具	屋外遊具	屋内遊具
使用対象	3歳～6歳	1歳～3歳	3歳～6歳

④ 施設概要（最低限必要なもの）

[範囲A]

- ・複合遊具（対象年齢3～6歳）
- ・ブランコ（対象年齢3～6歳）

[範囲C]

- ・室内空間を広く活用した遊具（対象年齢3～6歳）

⑤ 配慮事項

- ・遊具の対象年齢は1歳～6歳までとするが、事故回避のため対象エリアを区分すること。
- ・遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するように耐久性が優れたものとする。
- ・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。
- ・各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
- ・子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供できるような遊具を設置すること。
- ・遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（国土交通省）、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別冊：子供が利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ・本業務の施工にあたっては、新潟県制定「土木工事共通仕様書」並びに国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に基づき実施すること。
- ・（一社）日本公園施設業協会SPおよびSPLマーク表示認定企業の製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会の公園施設団体賠償責任保険又は（一社）日本公園施設業協会の公園施設団体賠償責任保険と同等以上の保険に加入した製品とすること。
- ・（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- ・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・工事による敷地の起伏調整等の土工は予算の範囲内で対応すること。ただし、土工の範囲はできる限り必要最低限の範囲内とする。
- ・工事に伴い、「道の駅あがの」建設予定地の既設構造物等を破損した場合は、必要に応じて受注者により補修等行うこと。
- ・遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- ・上記の他、提案遊具の形状等を考慮し安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材の敷設を検討すること。
- ・炎天下での利用について、適宜日陰を設けるなど、利用者に対して配慮すること。
- ・近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。
- ・保護者が容易に子ども達の状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- ・周辺の眺望に対する遊具の見え方を配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインを踏まえた遊具の設置に配慮すること。
- ・全ての施設においてなるべく近隣に導入実績の少ない仕様を提案すること。
- ・提案上限額の範囲内で追加可能な遊具、施設等があれば積極的に追加提案すること。
- ・他の業者等の協力を得て、又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合は、企画提案書にその旨を明記すること。

- ・工事費内訳書（見積書）（様式12）は、工種、種別に相当する項目に対応するものについて、単位、数量、単価、金額を表示し、主要資材については、数量、単価、金額を表示すると共に可能な限り規格まで記入し、提案額を作成すること。また、一式計上したものは、必ずその内容が明らかになるよう内訳書および単価表を作成のうえ添付すること。

⑥ その他

- ・範囲Bの外周フェンスおよび舗装仕上げ（ゴムチップ舗装を予定）は建築外構工事に含むため、見積額に含まなくてよい。また、これらの仕様は、本業務契約後、建築外構工事の設計変更の要素として発注者と協議することができる。

【施工に関する事項】

① 工期

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

ただし、繰越の承認が得られた場合に工期を令和4年7月15日まで変更することとしている。

② 施工計画

工程計画、施工方法等については、様式第11号により提出すること。

③ 建設副産物

現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。

④ 現場内等の安全確保

「道の駅あがの」建設予定地内の業務であるため、関連工事と連携し、現場内及び現場周辺の道路交通の安全確保を第一とすること。

周辺道路から「道の駅あがの」建設予定地内への乗入れは、関連土木工事が整備済みの工事用道路を共有するものとしてよいが、遊具および修景施設を整備するために必要な個別の仮設物等は本業務の予算の範囲内で対応すること。

大型資材の搬入時は、必要に応じて誘導員を配置する等の安全管理をすると共に、事業者は責任を持って安全の確保に努めること。

⑤ その他

令和4年度は、本業務の他、植栽・芝張り工事やフェンス設置工事等の付帯工事も発注する予定があることから、それぞれの工事等請負業者相互により施工計画、工程管理等、連携を図ること。

4. 提案を求める範囲

① テーマ・整備方針

幅広い個性や好みなどを持つ子ども達が安心して楽しめ、保護者などが安心して遊んでいる子ども達を見守りながら利用でき、かつ、「道の駅あがの」の整備方針に沿う遊び場としてのコンセプトの提案を求める。

② 目的物の構造形式

上記「目的物に関する事項」を満たした上で、設置遊具の規模や機能、アイテムの組み合わせ、広場内の遊具レイアウト等について提案を求める。

③ デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図（完成予想イラスト）、平面図及び立面図により提案を求める。

④ 維持管理を容易にするための提案

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。

⑤ 安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫、また、特に子どもの予期せぬ遊び方に対するの対策等について提案を求める。

⑥ 道の駅と一体的に整備する公園等のあり方

本業務における要求提案に加えて、これまで公園や広場整備に携わってきた提案者の知見等に基づき、道の駅が賑わうための公園等の活用方法や公園等を活用した地域活性化方策についても提案を求める。

5. 施工条件

① 施工時間帯

8：30～17：00（月）～（金）土曜・日曜・祝日・年末年始等は除く。

（監督員が認める場合はその限りではない。）

② 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を遵守し、適正に処分すること。

6. 参考資料

① 道の駅あがの位置図（資料1）

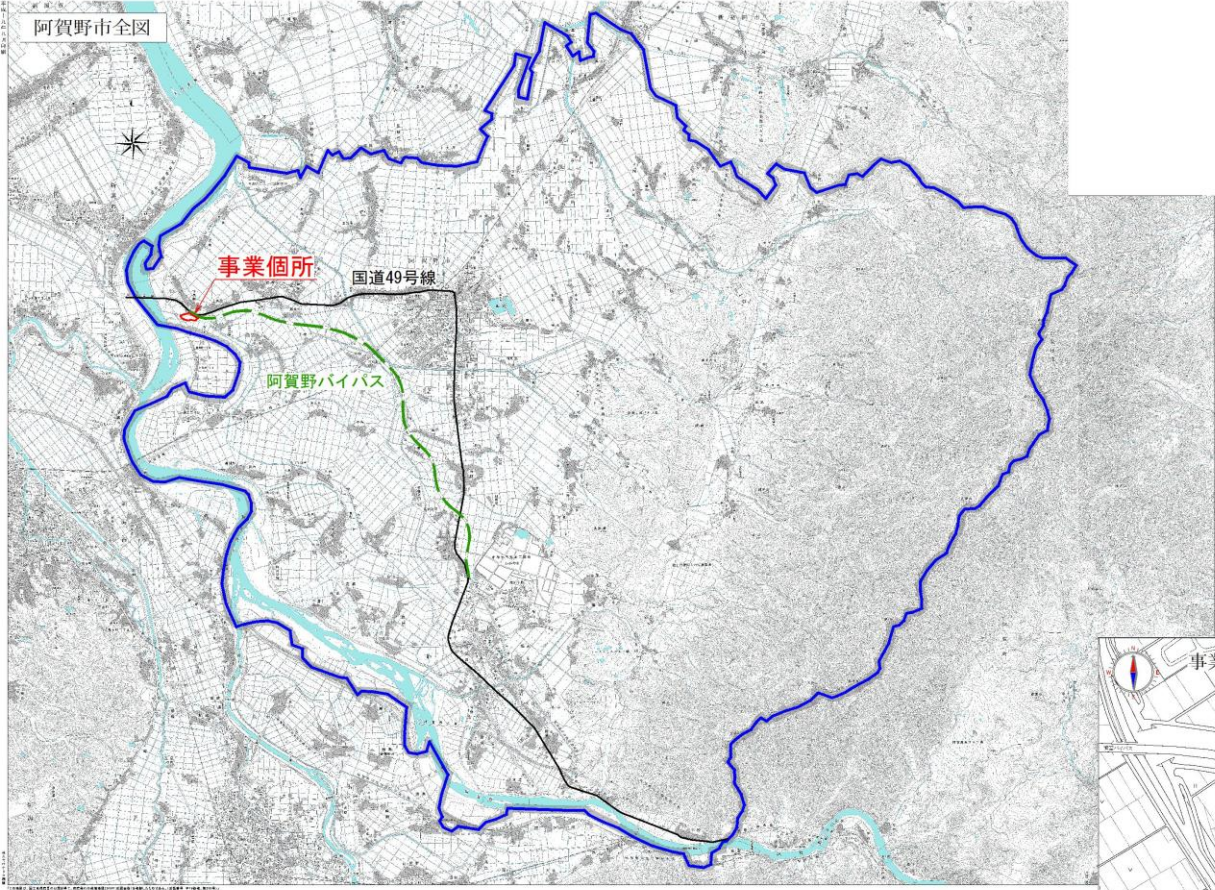
② 道の駅あがの平面図（資料2）

③ 要求事項説明図（資料3）

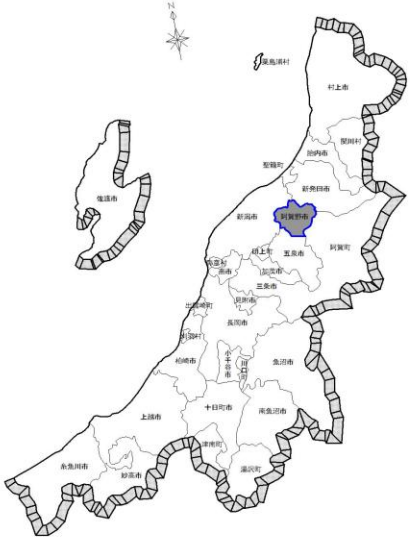
④ 建築施設詳細図（資料4）

※その他必要となる書類等がある場合には、建設課へ申し出ること

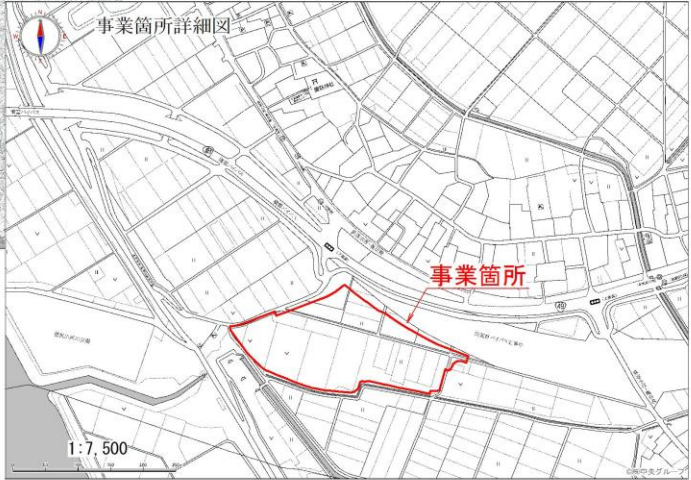
道の駅あがの位置図



1:100,000
0 1000 2000 3000 4000m



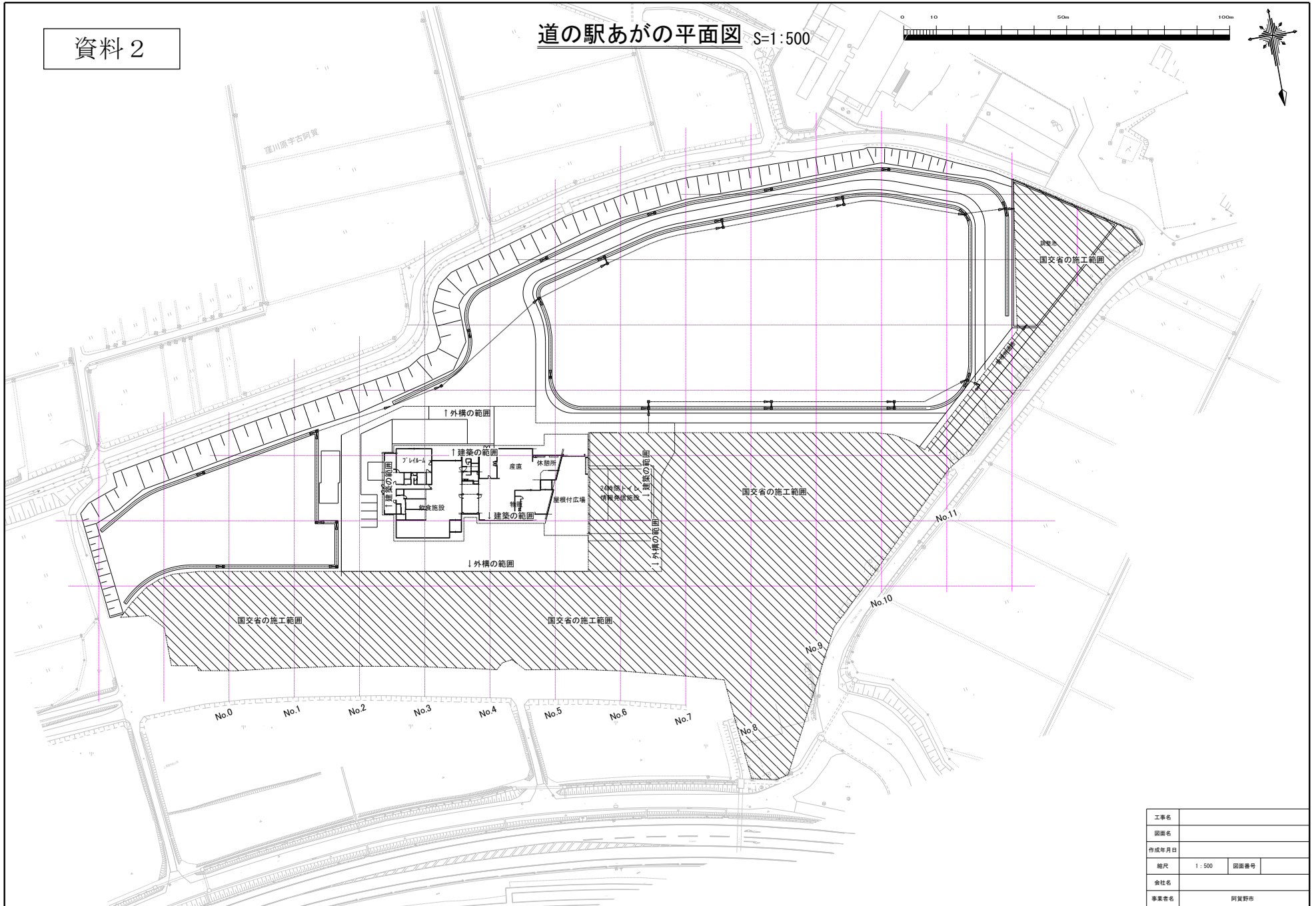
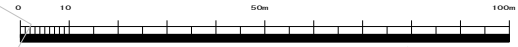
新潟県全図



1:7,500

資料 2

道の駅あがの平面図 S=1:500



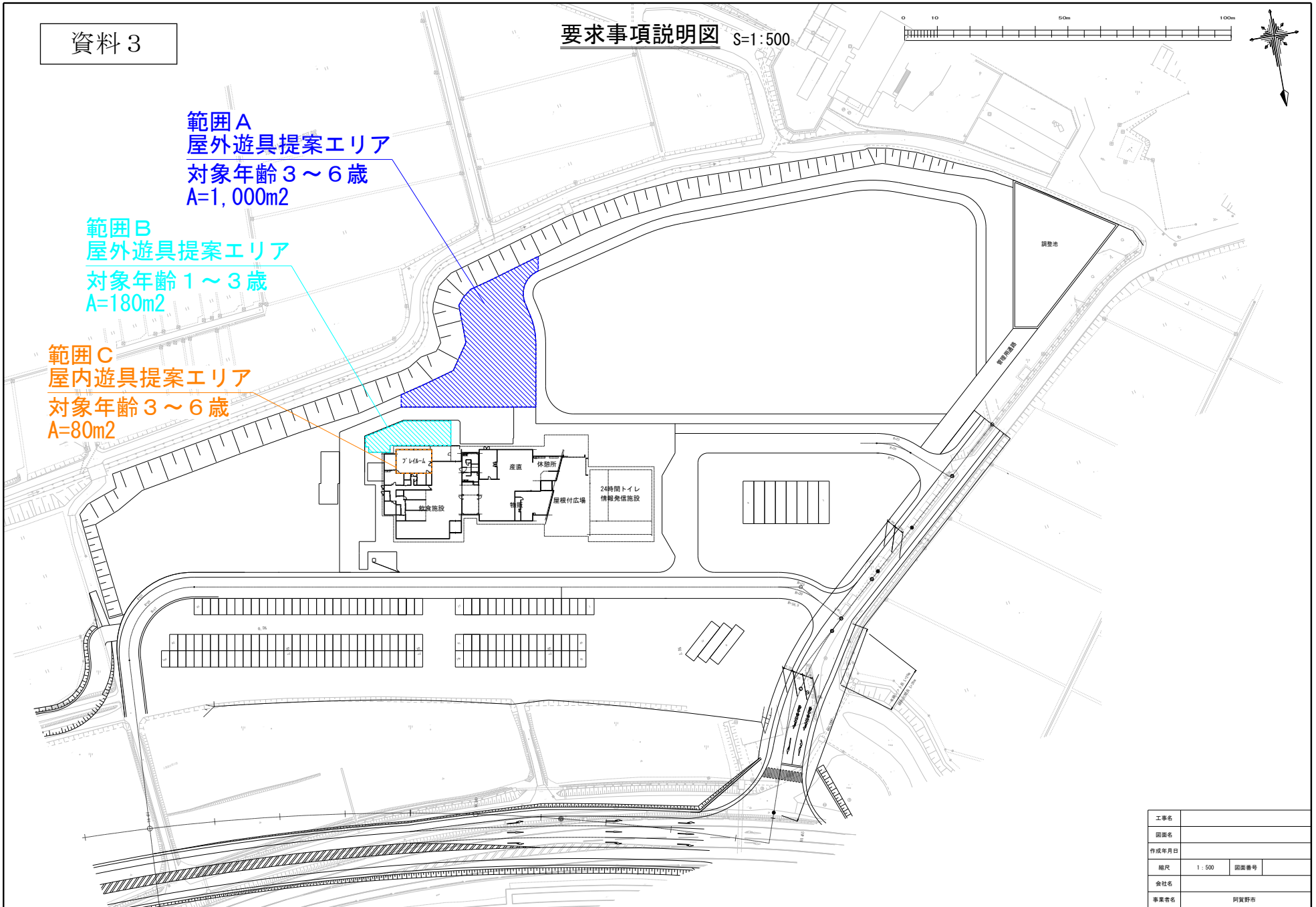
工事名			
図面名			
作成年月日			
縮尺	1:500	図番番号	
会社名			
事業者名	阿賀野市		



範囲A
屋外遊具提案エリア
対象年齢 3～6歳
A=1,000m²

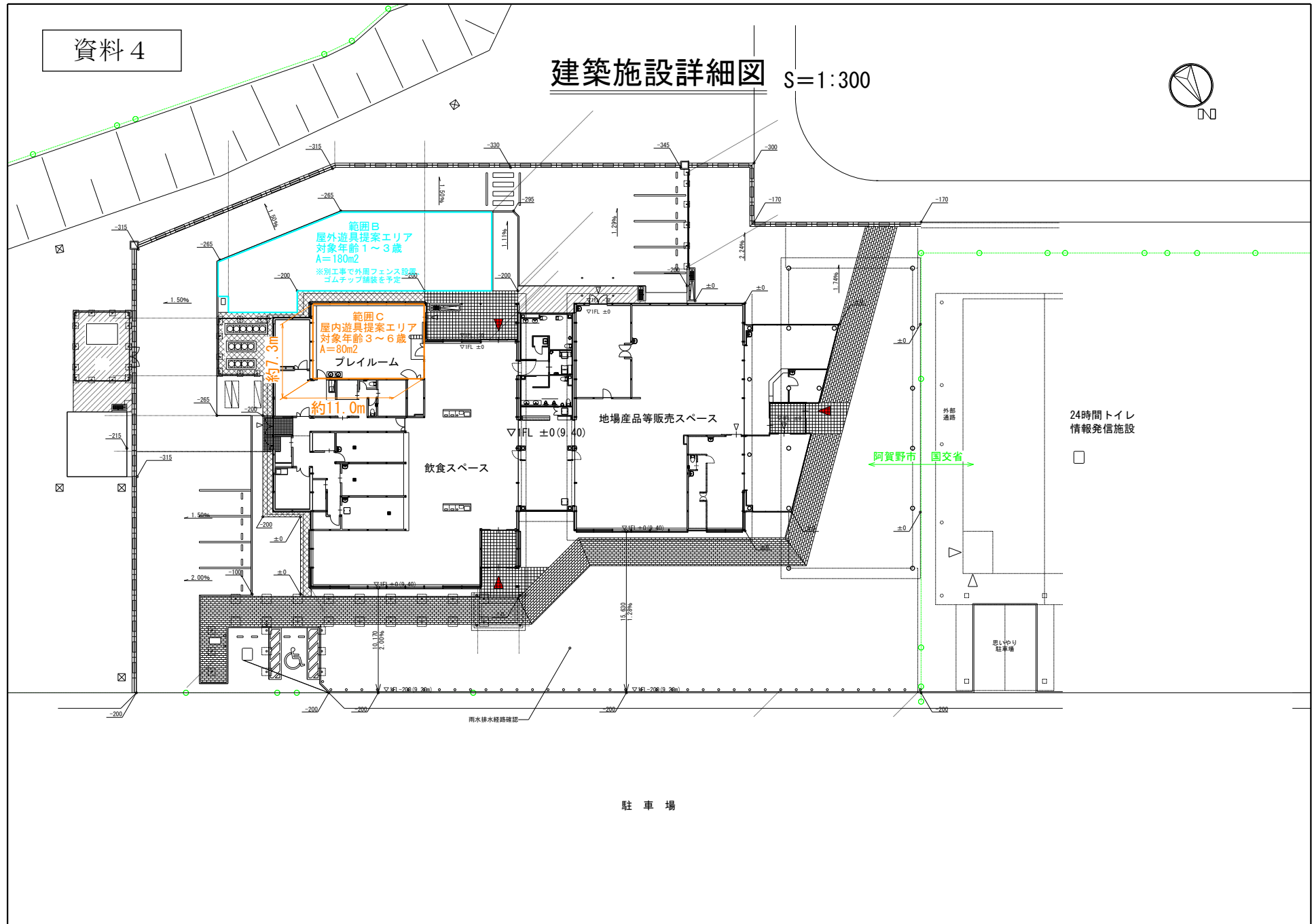
範囲B
屋外遊具提案エリア
対象年齢 1～3歳
A=180m²

範囲C
屋内遊具提案エリア
対象年齢 3～6歳
A=80m²



工事名			
図面名			
作成年月日			
縮尺	1:500	図面番号	
会社名			
事業名	阿賀野市		

建築施設詳細図 S=1:300



駐車場